

地域防災計画(素案)修正箇所一覧

| 番号 | 現行計画頁 | 該当箇所 | 素案の頁 | 修正箇所 | 修正理由 |
|----|-------|--|------|--|--------------------------|
| 1 | 総則-1 | 《総則・災害予防対策》第2編 災害予防対策「第1章 都市の防災機能の強化」参照 | 総則-1 | 第2編 災害予防対策「第1章 都市の防災機能の強化」参照 | 体系の再構築 |
| 2 | 総則-1 | 《総則・災害予防対策》第2編 災害予防対策「第2章 防災体制の確立」参照 | 総則-1 | 第2編 災害予防対策「第2章 防災体制の確立」参照 | 体系の再構築 |
| 3 | 総則-1 | 《総則・災害予防対策》第2編 災害予防対策「第3章 地域防災力の向上」参照 | 総則-1 | 第2編 災害予防対策「第3章 地域防災力の向上」参照 | 体系の再構築 |
| 4 | 総則-2 | 《地震災害応急対策・復旧対策》、《風水害等応急対策・復旧対策》参照 | 総則-2 | 第3編 災害応急対策 参照 | 体系の再構築 |
| 5 | 総則-3 | この計画は、「総則・災害予防対策」、「地震災害応急対策・復旧対策」、「風水害等応急対策・復旧対策」及び「資料」で構成する。 | 総則-3 | この計画は、「本編」、「災害対応マニュアル編」及び「資料編」で構成する。 なお、「本編」の掲載内容はできるだけ簡素化し、具体的な活動内容や基準等は、「災害対応マニュアル編」や「資料編」にとりまとめる。 | 体系の再構築 |
| 6 | 総則-3 | 第1 総則・災害予防対策 | 総則-3 | 第1 本編 | 体系の再構築 |
| 7 | 総則-3 | この計画の基礎や前提となる市及び関係機関の業務大綱や想定される災害等を総則に定める。 また、各種災害に備えるための措置や対策など、予防対策について定める。 | 総則-3 | 本編は、災害対策基本法に基づき、市域に係る災害対策に関し、市及び関係機関の処理すべき事項を含めた総合的かつ基本的な内容を記載する。 なお、本編の構成は、総則、災害予防、災害応急対策、事故等災害応急対策、災害復旧・復興の5編とする。 | 体系の再構築 |
| 8 | 総則-3 | 地震災害に対応するため、応急対策及び復旧・復興対策について定める。 また、付編1において大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震の警戒宣言 | 総則-3 | また、付編1において南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合及び大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言 | 新たな制度（南海トラフ地震に関連する情報の発表） |
| 9 | 総則-3 | 1 地震災害応急対策 地震発生直後の人命救助からその後の被災者の生活支援に重点を置き、市及び関係機関に求められる活動内容を初期、応急復旧期に分けて時系列に定める。 | 総則-3 | 3 災害応急対策 災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生したあとに実施すべき措置や対策等について時系列に定める。 | 体系の再構築 |
| 10 | 総則-4 | 2 事故等災害応急対策 | 総則-3 | 4 事故等災害応急対策 | 体系の再構築 |
| 11 | 総則-4 | 3 風水害等災害復旧・復興対策 | 総則-3 | 5 災害復旧・復興対策 | 体系の再構築 |
| 12 | 総則-4 | 3 東海地震関連情報に伴う対策 東海地震注意情報が発表された場合並びに東海地震予知情報が発表された場合及び大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震の警戒宣言が発表された場合における適切な対応措置などについて定める。 | 総則-3 | 6 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の対応計画 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合及び大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発表された場合における適切な対応措置などについて定める。 | 新たな制度（南海トラフ地震に関連する情報の発表） |
| 13 | 総則-4 | 4 南海トラフ地震防災対策推進計画 | 総則-4 | 7 南海トラフ地震防災対策推進計画 | 体系の再構築 |
| 14 | 総則-4 | (記述なし) | 総則-4 | 第2 災害対応マニュアル編 通常業務にはない災害時特有の手順、基準等を具体的に定める。 | 体系の再構築 |
| 15 | 総則-4 | 第4 資料 「総則・災害予防対策」、「地震災害応急対策・復旧対策」、「風水害等応急対策・復旧対策」を実施するうえで、参照すべき資料、付表・付図、様式及びマニュアルについて記載する。 | 総則-4 | 第3 資料編 本編や災害対応マニュアル編に関連するデータ、資料、付表・付図、様式等を記載する。 | 体系の再構築 |
| 16 | 総則-5 | 今般、市独自の地震被害想定の結果及び府による南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果に基づき、災害対策の一層の充実強化を進めていくこととする。 | 総則-5 | 今般、市独自の地震被害想定の結果及び府による南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果に基づくとともに、平成28年熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策の一層の充実強化を進めていくこととする。 | 府計画との整合 |
| 17 | 総則-5 | (2) 災害応急段階の対応 的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。 | 総則-5 | (2) 災害応急段階の対応 正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。 | 府計画（h31.1）の反映 |
| 18 | 総則-9 | 市の気候は、大阪湾からの海風の影響を受けて比較的温暖である。過去5年間（平成23年（2011年）～平成27年（2015年））の気象をみると、平均気温16.8℃（最高39.0℃、最低-3.2℃）、平均湿度63%、平均風速2.4m/s、平均降水量1,375.7mmである。（観測地点：西消防署 出典：吹田市統計書（H27）） | 総則-9 | 市の気候は、大阪湾からの海風の影響を受けて比較的温暖である。過去5年間（平成25年（2013年）～平成29年（2017年））の気象をみると、平均気温17.0℃（最高39.2℃、最低-4.3℃）、平均湿度63%、平均風速2.2m/s、平均降水量1,319.8mmである。（観測地点：西消防署 出典：吹田市統計書（H29）） | 数値の更新 |

地域防災計画(素案)修正箇所一覧

| 番号 | 現行計画頁 | 該当箇所 | 素案の頁 | 修正箇所 | 修正理由 |
|----|-------------|---|-------------|--|----------------|
| 19 | 総則-10 | 市の人口は、平成27年(2015年)の調査では人口365,587人、世帯数165,540世帯で一世帯当たり2.2人、人口密度は10,130人/km ² である。 | 総則-10 | 市の人口は、平成29年(2017年)の調査では人口370,365人、世帯数169,790世帯で一世帯当たり2.2人、人口密度は10,262人/km ² である。 | 数値の更新 |
| 20 | 総則-10 | 総人口における65歳以上の人口は年々増加し、平成27年(2015年)9月末の住民基本台帳人口で22.8%の人口比率(高齢者比率)を占めている。(出典:吹田市統計書(H27)) | 総則-10 | 総人口における65歳以上の人口は年々増加し、平成29年(2017年)9月末の住民基本台帳人口で23.5%の人口比率(高齢者比率)を占めている。(出典:吹田市統計書(H29)) | 数値の更新 |
| 21 | 総則-10 | 都市計画基礎調査では、平成22年(2010年)10月1日現在、市域面積36.09km ² のうち市街地が63.3%、普通緑地が20.5%、農地が1.9%、山林・水面・道路・鉄道などが14.3%になっており、市域の大部分が都市的土地利用で占められている。 | 総則-10 | 平成27年(2015年)の調査では、平成27年(2015年)10月1日現在、市域面積36.09km ² のうち市街地が63.9%、普通緑地が20.1%、農地が1.8%、山林・水面・道路・鉄道などが14.2%になっており、市域の大部分が都市的土地利用で占められている。 | 数値の更新 |
| 22 | 総則-11 | (記述なし) | 総則-11 | また、以下の各災害が複合的に発生する可能性を考慮するものとする。 | 府の指摘 |
| 23 | 総則-13 | 上町断層帯地震についての市による被害想定、府による被害想定の結果の相違は、ボーリングデータの取り方、データの把握方法及びメッシュの取り方等を原因とするものであると考えられる。 | 総則-13 | (1) 上町断層帯地震 上町断層帯地震についての市による被害想定、府による被害想定の結果の相違は、概ね次の条件の相違に起因するものであると考えられる。 ア 計算上の破壊開始点の違い イ 採用しているボーリングデータの違い ウ 評価(計算)単位(メッシュ)の違い エ 基礎データ(建物棟数、人口等)の違い (2) 南海トラフ地震 | 内容の明確化 |
| 24 | 総則-15 | 市域の全ため池について災害が想定されるが、府により、公共上および影響の程度を考慮して水防ため池が4箇所定められている。 | 総則-15 | 市域の全ため池について災害が想定されるが、府により、公共上および影響の程度を考慮して水防ため池が3箇所定められている。 ・釈迦ヶ池：吹田市岸部北4丁目地内 ・馬池：吹田市原町2丁目地内 ・王子池：吹田市山田西4丁目地内 | 数値の更新 場所の明記 |
| 25 | 総則-15 | 3 土砂災害 市域の土砂災害危険箇所は、府によって「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されている。 | 総則-15 | 3 土砂災害 府によって「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されている。 | 記述の修正 |
| 26 | 総則-20 ほか | 8 大阪ガス株式会社(導管事業部北東部導管部) | 総則-20 ほか | 8 大阪ガス株式会社(ネットワークカンパニー北東部導管部) | 組織名称の変更 |
| 27 | 総則-20 | 10 関西電力株式会社(大阪北電力部北摂技術ネットワーク) | 総則-20 | 10 関西電力株式会社(大阪北電力本部北摂配電営業所) | 組織名称の変更 |
| 28 | 総則-21 ほか | 大阪市交通局 | 総則-21 ほか | 大阪市高速電気軌道株式会社、大阪シティバス株式会社 | 組織名称の変更 |
| 29 | 総則-23 ほか | ・地域の要援護者、高齢者、障がい者及び外国人被災者への支援に関すること。 | 総則-23 ほか | ・地域の要配慮者への支援に関すること。 | 用語の統一 |
| 30 | 総則-24 | 市及び関係機関が実施する防災対策には限界があることから、市民及び事業者は、災害対策基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に防災に寄与するように努めなければならない。 | 総則-24 | 災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。 市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 31 | 総則-24 | 事業者は、災害時に果たす役割(従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献)を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(Business Continuity Plan、以下「BCP」という。)を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めなければならない。 | 総則-24 | 事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。 | 府計画(h31.1)の反映 |

地域防災計画(素案)修正箇所一覧

| 番号 | 現行計画頁 | 該当箇所 | 素案の頁 | 修正箇所 | 修正理由 |
|----|------------|--|------------|--|---------------|
| 32 | 総則-25 | <p>1 自己管理 災害発生に備えて防災体制の充実を図り、事業所内の従業員、利用者等の安全確保に努める。</p> <p>2 地域への協力 積極的に地域の防災対策に協力し、地域の防災に寄与するよう努める。</p> <p>3 市及び関係機関への協力 市及び関係機関が実施する防災に関する事業及び災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力する。</p> | 総則-25 | <p>1 災害等の知識の習得 (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施 (2) 地域の地形、危険場所等の確認</p> <p>2 災害への備え (1) 事業継続計画(BCP)の策定や非常時マニュアル等の整備 (2) 事業所の耐震化、設備等の転倒・落下防止 (3) 避難場所、避難経路の確認 (4) 従業員及び利用者等の安全確保 (5) 従業員の安否確認方法の確認 (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄</p> <p>3 出勤及び帰宅困難者への対応 (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制 (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力 (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄 (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認</p> <p>4 地域防災活動への協力等 (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画 (2) 初期消火、救出救護活動への協力 (3) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力</p> | 府計画(h31.1)の反映 |
| 33 | 総則-25 | (記述なし) | 総則-25 | <p>第3節 ボランティアやNPO等多様な機関との連携</p> <p>市民及び事業者は、ボランティアやNPO等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。</p> | 府計画(h31.1)の反映 |
| 34 | 予防-3 | <p>1 道路の安全確保 落石等による道路災害の未然防止を図るため、発生が予想される道路を調査し、危険箇所には落石防止柵の整備や法面保護等の必要な対策を講じる。特に、市管理の緊急交通路については、耐震診断に基づき補強計画を策定して、耐震性の強化を図る。</p> | 予防-3 | <p>1 道路の安全確保 特に、市管理の緊急交通路については、耐震診断に基づき補強計画を策定して、耐震性の強化を図る。</p> | 記述の修正 |
| 35 | 予防-4 ほか | 西日本電信電話(株) | 予防-4 ほか | 西日本電信電話(株)(大阪支店) | 組織名称の変更 |
| 36 | 予防-7 | (記述なし) | 予防-7 | また、天井等の二次構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層建築物等における長周期地震動対策等を適切に実施する。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 37 | 予防-7 | (記述なし) | 予防-7 | (6) 公共建築物について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 38 | 予防-9 | <p>3 高層建築物等の防災計画書作成指導 高度な防災性能が要求される高層建築物に対する防災計画書の作成指導により、総合的な防災安全性の確保に努める。</p> | 予防-9 | <p>削除</p> <p>以下番号繰上げ</p> | 要綱の廃止 |
| 39 | 予防-12 | 大阪府(茨木土木事務所、西大阪治水事務所) | 予防-12 | 大阪府(茨木土木事務所、池田土木事務所、西大阪治水事務所) | 大阪府の指摘 |
| 40 | 予防-12 | (記述なし) | 予防-12 | その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 41 | 予防-12 | 本市では、淀川、神崎川、安威川、高川、山田川、正雀川が該当する。 | 予防-12 | 本市では、淀川、神崎川、安威川、高川、山田川、正雀川、糸田川、上の川が該当する。 | 大阪府の指摘 |
| 42 | 予防-13 | (記述なし) | 予防-13 | 市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。 | 府計画(h31.1)の反映 |

地域防災計画(素案)修正箇所一覧

| 番号 | 現行計画頁 | 該当箇所 | 素案の頁 | 修正箇所 | 修正理由 |
|----|-------------|---|-------------|--|-------------------------|
| 43 | 予防-13 | (記述なし) | 予防-13 | なお、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示する。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 44 | 予防-14 | (記述なし) | 予防-14 | 9 水防と河川管理等の連携 (1) 市及び府は、国や府が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。 (2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 45 | 予防-14 | 雨水の貯留・浸透方式の改善を推進する。 | 予防-14 | 雨水の貯留・浸透施設の設置を推進する。 | 現状に即した記述に見直し |
| 46 | 予防-23 | 放射線同位元素取扱事業者 | 予防-23 | 放射性同位元素取扱事業者 | 誤字の訂正 |
| 47 | 予防-29 | (記述なし) | 予防-29 | なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。 | 男女共同参画の視点から必要とされる取組みの反映 |
| 48 | 予防-29 | (記述なし) | 予防-29 | なお、必要に応じて、各室課の意見調整を行うため、防災対策推進会議開催前に防災対策推進会議準備会を組織することができる。 | 防災対策推進会議準備会の明記 |
| 49 | 予防-29 | (記述なし) | 予防-29 | また、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。 市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 50 | 予防-33 | ○会計管理者 | 予防-33 | ○会計管理者 | 記載漏れ |
| 51 | 予防-33 | 動員班 4 災害派遣職員の受入れ及び配置に関すること。 | 予防-33 | 受援動員班 4 災害派遣職員等の応援要請、受入れ及び配置に関すること。 | 受援計画及び検討部会結果の反映 |
| 52 | 予防-34 | 調達班 1 災害対策従事者の食料の調達に関すること。 2 災害対策に係る物品、応急資機材の調達・賃借及び工事等の契約に関すること。 | 予防-34 | 調達班 1 物資の調達要請に関すること。 2 災害対策従事者の食料の調達に関すること。 3 災害対策に係る物品、応急資機材の調達・賃借及び工事等の契約に関すること。 | 受援計画及び検討部会結果の反映 |
| 53 | 予防-34 ほか | 要援護者 | 予防-34 ほか | 要配慮者 | 用語の統一 |
| 54 | 予防-34 ほか | り災証明 | 予防-34 ほか | 罹災証明 | 用語の統一 |
| 55 | 予防-34 | 相談班 市民総務室 人権平和室 交流活動館 男女共同参画室 男女共同参画センター 市民自治推進室 | 予防-34 | 相談班 市民総務室 人権平和室 交流活動館 男女共同参画室 男女共同参画センター | 担当室課の記載誤り修正 |
| 56 | 予防-34 | 6 受援計画の物的支援に関すること。 7 要配慮者の救援・救護対策に関すること。 | 予防-34 | 6 受援計画の物的支援に関すること。 7 要配慮者の救援・救護対策に関すること。 8 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 | 受援計画及び検討部会結果の反映 |
| 57 | 予防-35 | 生活福祉課 | 予防-35 | 生活福祉室 | 組織名称の変更 |

地域防災計画(素案)修正箇所一覧

| 番号 | 現行計画頁 | 該当箇所 | 素案の頁 | 修正箇所 | 修正理由 |
|----|-------|--|-------|---|----------------------|
| 58 | 予防-36 | 庶務班 ◎都市計画室 ○総務交通室 ○下水道経営室 | 予防-36 | 庶務班 ◎都市計画室 ○総務交通室 ○下水道経営室 ○計画調整室 | 受援計画との整合 |
| 59 | 予防-39 | 4 避難者の避難状況の総括的把握及び報告に関すること。 | 予防-39 | 4 避難所の総括的な状況把握及び報告に関すること。 | 検討部会結果の反映 |
| 60 | 予防-40 | 2 勤務時間外における参集体制の整備 迅速な初動活動を確保するため、勤務時間外における職員の参集場所の周知徹底を図るとともに、初動活動期に参集可能な職員の把握に努める。ただし、緊急防災要員については、統括部で把握するため除く。 | 予防-40 | 2 勤務時間外における参集体制の整備 迅速な初動活動を確保するため、 <u>職員の参集場所の周知徹底を図り、初動活動期に参集可能な職員の把握に努める。なお、緊急防災要員については、統括部で把握する。</u> | 記述の修正 |
| 61 | 予防-40 | あらかじめ職員に参集場所を指定するとともに、周知徹底を図る。 | 予防-40 | あらかじめ職員に参集場所を指定し、周知徹底を図る。 | 記述の修正 |
| 62 | 予防-40 | 勤務時間外における情報伝達機能を確保するため、各部は「災害時の緊急連絡系統図」を作成し、伝達方法を整備する。ただし、緊急防災要員については、統括部で整備するため除く。 | 予防-40 | 各部は、 <u>迅速かつ的確な緊急連絡体制を確保するため、「災害時の緊急連絡系統図」を作成し、勤務時間外における伝達方法を整備する。なお、緊急防災要員については、統括部で整備する。</u> | 記述の修正 |
| 63 | 予防-41 | 1 連絡責任者の指名 迅速かつ的確な緊急連絡を実施するため、各部（局）ごとの連絡責任者を指名する。 各部（局）の連絡責任者は、資料編を参照のこと。 | 予防-41 | 1 連絡責任者の指名 各部（局）ごとに連絡責任者を指名する。 各部（局）の連絡責任者は、資料編を参照のこと。 | 記述の修正 |
| 64 | 予防-43 | (記述なし) | 予防-42 | また、市は、 <u>府が行う市の幹部職員等を対象とした研修に参加し、市の災害対応能力の向上に努める。</u> | 府計画（h31.1）の反映 |
| 65 | 予防-43 | 迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、防災中枢機能等の整備、充実に努めるとともに、活動目的に応じた、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。 | 予防-43 | 迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、 <u>非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災中枢機能等の整備、充実に努めるとともに、活動目的に応じた、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。</u> | 府計画（h31.1）の反映 |
| 66 | 予防-44 | (記述なし) | 予防-44 | また、 <u>応援協定を締結している事業者と災害時に輸送拠点として施設を利用する際の方法等をあらかじめ定めるとともに、緊急時に円滑な情報交換が図れるよう相互の連絡体制を整備する。</u> | 新たな災害応援協定の締結に伴う内容の反映 |
| 67 | 予防-46 | 市及び関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。 | 予防-46 | 市及び関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、 <u>実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。</u> | 府計画（h31.1）の反映 |
| 68 | 予防-47 | 応援を受ける必要があると想定される業務は標準化を図るとともに、発災後の時間経過毎に必要な業務内容を明らかにした各対策毎（各部局毎）の受援計画の作成を進める。 | 予防-47 | 受援計画に基づき、 <u>災害時受援体制の整備に努めるほか、応援を受ける必要があると想定される業務は標準化を図る。</u> | 受援計画の作成に伴う記述の更新 |
| 69 | 予防-48 | (記述なし) | 予防-48 | 特に、 <u>耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国〔消防庁〕、府、市、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。</u> | 府計画（h31.1）の反映 |
| 70 | 予防-48 | 防災行政無線 | 予防-48 | 防災行政無線（ <u>戸別受信機を含む。</u> ） | 府計画（h31.1）の反映 |
| 71 | 予防-49 | また、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化を進める。 | 予防-49 | また、 <u>職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。</u> | 府計画（h31.1）の反映 |
| 72 | 予防-50 | 総務部、福祉部、教育委員会 | 予防-50 | 総務部、 <u>市民部、福祉部、児童部、都市魅力部、教育委員会</u> | 要配慮者への広報に関する担当の記述 |
| 73 | 予防-50 | (記述なし) | 予防-50 | <u>災害広報責任者は、平常時から災害時に発信する情報の整理様式を作成するとともに、災害広報手段の確保に努める。</u> | 検討部会結果の反映 |
| 74 | 予防-50 | ア 地震の震源・規模・余震・気象・水位等の状況 | 予防-50 | ア <u>地震情報（震度、震源、地震活動等）</u> ・気象・水位等の状況 | 府計画（h31.1）の反映 |

地域防災計画(素案)修正箇所一覧

| 番号 | 現行計画頁 | 該当箇所 | 素案の頁 | 修正箇所 | 修正理由 |
|----|-------|---|-------|--|---------------|
| 75 | 予防-50 | (1) 市ホームページの災害時用ページを準備し、災害時に必要な情報を優先的に発信する。 | 予防-50 | (1) 市ホームページに災害時用ページを準備し、災害時に必要な情報を優先的に発信する。 | 記述の修正 |
| 76 | 予防-51 | 災害情報を各部(局)で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応防災システムの構築を検討する。 | 予防-51 | 災害情報を各部(局)で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応防災システムを活用する。 | 記述の修正 |
| 77 | 予防-57 | ア 医療機関を、状況に応じて「救護所」と位置づけ、医療救護班・物資の供給を行う。 | 予防-57 | ア 医療機関を、状況に応じて「救護所」と位置づけ、医療救護班の派遣及び物資の供給を行う。 | 記述の修正 |
| 78 | 予防-57 | 救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた(被災地内と被災地外を含め)全ての病院で実施する。 | 予防-57 | 救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた(被災地域内と被災地域外を含め)全ての病院で実施する。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 79 | 予防-58 | (記述なし) | 予防-58 | また、府、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 80 | 予防-59 | 応急救護所、医療救護所の設置場所・基準、運営方法等は、「地震災害応急対策 第2章 第5節 応急医療対策」、「風水害応急対策 第2章 第5節 応急医療対策」に定めている。 | 予防-59 | 応急救護所、医療救護所の設置場所・基準、運営方法等は、「第3編 災害応急対策 第3章 第2節 応急医療対策」に定めている。 | 体系の再構築 |
| 81 | 予防-61 | (記述なし) | 予防-61 | 第10 保健衛生活動体制の確立 《実施担当》 健康医療部、市立吹田市民病院、大阪府吹田保健所、吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会 発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 82 | 予防-62 | 災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。 | 予防-62 | 災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル等の輸送拠点について把握・点検する。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 83 | 予防-64 | 災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、 | 予防-64 | 災害時における道路施設の破損・欠壊等により応急復旧を必要とする場合、 | 記述の修正 |
| 84 | 予防-66 | 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。 | 予防-66 | 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 85 | 予防-66 | (1) 一時避難地 地震時の余震や火災等による二次災害に備えて、住民が一時的に自主避難できる、概ね1ha以上の空地(小中学校のグラウンド等)を一時避難地として指定する。 | 予防-66 | (1) 一時避難地 大規模地震の後の地震活動や火災等による二次災害に備えて、住民が一時的に自主避難できる、概ね1ha以上の空地(小中学校のグラウンド等)を一時避難地として指定する。 | 記述の修正 |
| 86 | 予防-68 | 避難所は、地震によって住家が全半壊、全半焼した場合や風水害時に、市が必要に応じて開設できる場所を避難所として選定し指定するとともに、住民への周知徹底を図る。 | 予防-68 | 避難所は、地震によって住家が全半壊、全半焼した場合や風水害時に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、市が必要に応じて開設できる場所を避難所として選定し指定するとともに、住民への周知徹底を図る。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 87 | 予防-70 | (記述なし) | 予防-70 | 第5 避難勧告等の事前準備 市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成・活用し、住民への周知及び意識啓発に努める。 | 府計画(h31.1)の反映 |

地域防災計画(素案)修正箇所一覧

| 番号 | 現行計画頁 | 該当箇所 | 素案の頁 | 修正箇所 | 修正理由 |
|----|-------|---|-------|---|------------------------------------|
| 88 | 予防-70 | (記述なし) | 予防-70 | <p>1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>(1) 市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」(平成31年3月)を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を改訂する。</p> <p>(2) 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。</p> <p>(3) 近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。</p> <p>(4) 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の改訂にあたり、府から技術的専門的な助言を得ることができる。</p> <p>(5) 躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> | 府計画(h31.1)の反映 |
| 89 | 予防-70 | (記述なし) | 予防-71 | <p>2 住民への周知・意識啓発</p> <p>(1) 避難勧告や避難指示(緊急)が発令された際、既に周りで水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを住民へ平時から周知しておく。</p> <p>(2) 土砂災害の避難方法等について、住民の意識啓発に努める。</p> | 府計画(h31.1)の反映 |
| 90 | 予防-70 | (記述なし) | 予防-71 | <p>避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動</p> <p>(表省略)</p> | 新たな「避難勧告等に関するガイドライン」(h31.3:内閣府)の反映 |
| 91 | 予防-70 | 第5 洪水避難対策の強化 総務部、福祉部 | 予防-72 | <p>第6 洪水避難対策の強化</p> <p>総務部、福祉部、児童部</p> | 要配慮者利用施設の避難確保計画に関する内容追加による |
| 92 | 予防-71 | (記述なし) | 予防-72 | <p>3 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成</p> <p>浸水想定区域内に位置し、資料編において名称及び所在地を掲載した要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画(「避難確保計画」)を作成する。</p> <p>また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</p> <p>市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。</p> | 府計画(h31.1)の反映 |
| 93 | 予防-71 | 第6 広域避難体制の整備 第7 応急仮設住宅対策 第8 り災証明書の発行体制の整備 | 予防-73 | <p>第7 広域避難体制の整備</p> <p>第8 応急仮設住宅対策</p> <p>第9 罹災証明書の発行体制の整備</p> | 第5の挿入に伴う番号繰下げ |

地域防災計画(素案)修正箇所一覧

| 番号 | 現行計画頁 | 該当箇所 | 素案の頁 | 修正箇所 | 修正理由 |
|-----|-------|--|----------|--|-----------------|
| 94 | 予防-72 | 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、 <u>罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</u> また、 <u>中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、初期対応となる応急危険度判定を始めとして、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項を一元的に集約できるような台帳の整備も検討する。</u> 《実施担当》 関係各部 | 予防-73,74 | 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、 <u>罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</u> また、 <u>被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、住民に周知する。</u> さらに、 <u>中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、初期対応となる応急危険度判定を始めとして、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項を一元的に集約できるような被災者台帳の整備も検討する。</u> 《実施担当》 市民部、税務部、都市計画部、行政経営部、関係各部 | 検討部会結果の反映 |
| 95 | 予防-73 | 応急危険度判定 | 予防-75 | 被災建築物応急危険度判定 | 用語の統一 |
| 96 | 予防-73 | 府から派遣された被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、判定主体として、実施体制の整備を図る。 | 予防-75 | 資器材の整備や府から派遣された被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、判定主体として、実施体制の整備を図る。 | 府計画（h31.1）の反映 |
| 97 | 予防-74 | 水道部、統括部 | 予防-76 | 水道部、総務部 | 平常時の担当部への記載修正 |
| 98 | 予防-74 | 大規模な災害が発生した場合に必要となる、食料及び生活必需品を確保するため、府と協力して備蓄に努めるとともに、民間業者との協定締結を推進する。 | 予防-76 | 大規模な災害が発生した場合に必要となる、食料及び生活必需品を確保するため、府と協力して備蓄に努めるとともに、民間業者との協定締結を推進する。 また、 <u>輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。</u> | 府計画（h31.1）の反映 |
| 99 | 予防-75 | ③粉ミルク | 予防-77 | ③粉ミルク（ <u>乳アレルギーに対応したものを含む。</u> ） | 府計画（h31.1）の反映 |
| 100 | 予防-75 | 災害が発生した場合、迅速に備蓄品を使用、円滑に供給できるような備蓄計画の作成に努める。 | 予防-77 | 吹田市備蓄計画にしたがい、 <u>災害が発生した場合、迅速に備蓄品を使用、円滑に供給できるように計画的な備蓄を推進する。</u> | 備蓄計画の作成に伴う記述の更新 |
| 101 | 予防-76 | また、定期的に流通在庫量の調査を実施するなど、供給体制の整備に努めるほか、他市町村との共同備蓄や相互融通の検討を行う。 | 予防-78 | また、定期的に流通在庫量の調査を実施するなど、供給体制の整備に努めるほか、他市町村との共同備蓄や相互融通の検討を行う。 さらに、 <u>物資集積拠点や搬送方法、搬送ルートなどの物資供給体制の仕組みを検討する。</u> | 検討部会結果の反映 |
| 102 | 予防-78 | (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。 | 予防-80 | (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。 | 府計画（h31.1）の反映 |
| 103 | 予防-82 | 関西電力株式会社及び大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害の未然防止を図るため、災害発生時における注意事項等について広報する。 | 予防-84 | 関西電力株式会社及び大阪ガス株式会社は、 <u>飛散物による停電の拡大や感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害の未然防止を図るため、災害発生時における注意事項等について広報する。</u> | 府計画（h31.1）の反映 |
| 104 | 予防-85 | (記述なし) | 予防-87 | 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。 | 府計画（h31.1）の反映 |
| 105 | 予防-87 | (記述なし) | 予防-89 | 第11節 遺体安置所、火葬場等の確保 災害により多数発生する死者を一時的に安置し、円滑に火葬するために必要となる遺体安置所や火葬場等を確保し、公衆衛生上の危害発生の防止に努める。 なお、火葬場については、府と連携して、広域的な応援協力体制の整備に努める。 | 検討部会結果の反映 |
| 106 | 予防-87 | (記述なし) | 予防-89 | 第1 遺体安置所の確保 《実施担当》 都市魅力部、行政経営部 災害時に遺体安置所として利用可能な公共施設等をあらかじめ選定するとともに、施設管理者と災害時の施設利用条件等を調整する。 | 検討部会結果の反映 |

地域防災計画(素案)修正箇所一覧

| 番号 | 現行計画頁 | 該当箇所 | 素案の頁 | 修正箇所 | 修正理由 |
|-----|-------------|---|-------------|---|-------------------------------------|
| 107 | 予防-87 | (記述なし) | 予防-89 | 第2 火葬に関する応援協力体制の確立 《実施担当》 福祉部、環境部 災害により死者が多数発生または火葬場が被災し、利用できない場合に備え、府と連携して、大阪府広域火葬計画に基づく応援協力体制の整備に努める。 また、災害時に応援協力可能な葬祭業者等を把握し、応援協定を締結するなど協力体制を整備するとともに、必要となる燃料、ドライアイス、板等の資機材の在庫状況の把握、確保に努める。 | 検討部会結果の反映 |
| 108 | 予防-87 | 第1.1節 要配慮者対策 | 予防-90 | 第1.2節 要配慮者対策 | 節の挿入に伴う番号修正 |
| 109 | 予防-87 | 総務部、行政経営部、福祉部、市民部、児童部、学校教育部、健康医療部 | 予防-90 | 総務部、行政経営部、福祉部、市民部、児童部、学校教育部、健康医療部、 <u>都市魅力部</u> | 外国人等情報伝達に関する要配慮者の担当の記述 |
| 110 | 予防-88 ほか | 災害時要援護者名簿 | 予防-91 ほか | 災害時要援護者(避難行動要支援者)名簿 | 用語の統一 |
| 111 | 予防-88 | 要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、 | 予防-91 | 要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とし、 | 記述の修正 |
| 112 | 予防-88 | (記述なし) | 予防-91 | 名簿は、定期的に更新するとともに、 <u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u> | 府計画(h31.1)の反映 |
| 113 | 予防-89 | 1 福祉避難所の指定 市が所有する福祉施設や民間の社会福祉施設等を対象に、福祉避難所として求められる機能を備え、利用が可能なものについて、福祉避難所として指定する。 | 予防-92 | 1 福祉避難所の指定 市が所有する福祉施設や民間の社会福祉施設等を対象に、福祉避難所として求められる機能を備え、 <u>利用が可能なものを福祉避難所として指定する。</u> | 記述の修正 |
| 114 | 予防-90 | (記述なし) | 予防-93 | 第6 外国人に対する支援体制整備 1 情報発信等による支援 市は、府が行う府内在住外国人や来阪外国人旅行者に対する支援に協力する。 2 避難所における支援 府は、避難所を運営する市が円滑に多言語支援を行えるよう、大阪府国際交流財団(OFIX)と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。 また、市は、災害時通訳・翻訳ボランティアの受入れができるよう府及び大阪府国際交流財団と連携する。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 115 | 予防-90 | 第1.2節 帰宅困難者支援体制の整備 | 予防-94 | 第1.3節 帰宅困難者支援体制の整備 | 節の挿入に伴う番号修正 |
| 116 | 予防-90 | 総務部、福祉部、水道部、環境部、大阪府 | 予防-94 | 総務部、 <u>都市魅力部</u> 、福祉部、水道部、環境部、大阪府 | 外国人等情報伝達に関する要配慮者の担当の記述 |
| 117 | 予防-90 | (記述なし) | 予防-94 | (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動 | 府計画(h31.1)の反映 以下番号繰下げ |
| 118 | 予防-92 | 第1.3節 広域一時滞在 | 予防-96 | 第1.4節 広域一時滞在 | 節の挿入に伴う番号修正 |
| 119 | 予防-93 | 第1.4節 広域避難の受入れ | 予防-97 | 第1.5節 広域避難の受入れ | 節の挿入に伴う番号修正 |
| 120 | 予防-93 | 原子力災害に係る広域避難ガイドラインに基づき、府はカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。 市は、高島市から1,925名を受入れる想定とする。 詳細は下表のとおり(平成30年4月現在) (表省略) | 予防-97 | 原子力災害に係る広域避難ガイドラインに基づき、 <u>府はカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。</u> <u>市は、高島市から1,925名を受入れる想定とする。</u> <u>詳細は下表のとおり(平成30年4月現在)</u> (表省略) | 原子力災害に係る広域避難ガイドライン(h31.3:関西広域連合)の反映 |
| 121 | 予防-95 | ク 地震保険、火災保険の加入の必要性 | 予防-99 | ク 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 122 | 予防-95 | 教育委員会、総務部、消防本部 | 予防-99 | 教育委員会、 <u>児童部</u> 、総務部、消防本部 | 実施担当の修正 |

地域防災計画(素案)修正箇所一覧

| 番号 | 現行計画頁 | 該当箇所 | 素案の頁 | 修正箇所 | 修正理由 |
|-----|--------|--|--------|---|---------------|
| 123 | 予防-95 | (記述なし) | 予防-99 | 市及び府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。 学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。 | 府計画（h31.1）の反映 |
| 124 | 予防-97 | (1) 人命救助や避難誘導に際し、 | 予防-102 | (1) 人命救助や避難誘導に際しては、 | 記述の修正 |
| 125 | 予防-97 | 事業者に対して、 | 予防-102 | 事業者に対しては、 | 記述の修正 |
| 126 | 予防-98 | 事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう、努める。 | 予防-103 | 事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。 また、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。 | 府計画（h31.1）の反映 |
| 127 | 予防-98 | (記述なし) | 予防-103 | (1) 事業者 ア 事業継続計画（BCP）の策定・運用 | 府計画（h31.1）の反映 |
| 128 | 予防-98 | (記述なし) | 予防-103 | イ 事業継続マネジメント（BCM）の実施 | 府計画（h31.1）の反映 |
| 129 | 予防-98 | 防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン（供給連鎖）の確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。 | 予防-103 | 次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。 ・防災体制の整備 ・従業員の安否確認体制の整備 ・必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備 ・防災訓練 ・事業所の耐震化 ・損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保 | 府計画（h31.1）の反映 |
| 130 | 予防-98 | 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。 | 予防-104 | ウ その他 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。協定締結等の連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。 また、事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。 さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。 | 府計画（h31.1）の反映 |
| 131 | 予防-99 | 市及び府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。 | 予防-104 | (2) 市及び府 市及び府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。 | 府計画（h31.1）の反映 |
| 132 | 予防-100 | 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者 | 予防-105 | 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。） | 府計画（h31.1）の反映 |
| 133 | 予防-103 | ボランティア活動を行う人材の育成のため、 | 予防-107 | ボランティア活動を行う人材を育成するため、 | 記述の修正 |
| 134 | 震災応急-1 | 第1章 応急活動組織 | 応急-1 | 第1章 活動体制の確立 | 体系の再構築 |

地域防災計画(素案)修正箇所一覧

| 番号 | 現行計画頁 | 該当箇所 | 素案の頁 | 修正箇所 | 修正理由 |
|-----|------------------|---|---------|--|-------------------|
| 135 | 震災応急-1 風水応急-1 | 総務部長一(防災会議) 行政経営部長〇(防災会議) 会計管理者一(防災対策推進会議)、一(災害対策本部会議) 市民部長一(防災会議) 環境部長一(防災会議) (表省略) | 応急-1、2 | 総務部長〇(防災会議) 行政経営部長一(防災会議) 会計管理者〇(防災対策推進会議)、〇(災害対策本部会議) 市民部長〇(防災会議) 環境部長〇(防災会議) (表省略) | 本部員等の修正 |
| 136 | 震災応急-2 | 第1節 活動組織の設置 | 応急-3 | 第1節 地震時の活動組織の設置 | 体系の再構築 |
| 137 | 震災応急-2 | 災害対策本部を中層棟4階全員協議会室(当該場所に設置できない場合は、高層棟4階特別会議室)に設置する。 | 応急-3 | 災害対策本部を中層棟4階全員協議会室(当該場所に設置できない場合は、低層棟3階研修室)に設置する。 | 災害対策本部の代替場所の見直し |
| 138 | 震災応急-2 | (記述なし) | 応急-3 | なお、災害対策本部を設置した際は、業務継続計画に基づいた業務実施体制とする。 | 業務継続計画の作成に伴う記述の追加 |
| 139 | 震災応急-5 | 第2節 動員体制 | 応急-6 | 第2節 地震時の動員体制 | 体系の再構築 |
| 140 | 震災応急-5 | 迅速かつ的確な職員の動員配備を実施するため、勤務時間内外に対応した各部緊急連絡網によって連絡・参集を行い、参集の報告をする。 | 応急-6 | 迅速かつ的確な職員の動員配備を実施するため、勤務時間内外に対応した各部緊急連絡網や様々な方法によって連絡・参集を行い、参集の報告をする。 | 現状に即した記述に見直し |
| 141 | 風水応急-10 | 第2節 活動組織の設置 | 応急-7 | 第3節 風水害時等の活動組織の設置 | 体系の再構築 |
| 142 | 風水応急-11 | 災害対策本部を中層棟4階全員協議会室(当該場所に設置できない場合は、高層棟4階特別会議室)に設置する。 | 応急-8 | 災害対策本部を中層棟4階全員協議会室(当該場所に設置できない場合は、低層棟3階研修室)に設置する。 | 災害対策本部の代替場所の見直し |
| 143 | 風水応急-13 | 第3節 動員体制 | 応急-10 | 第4節 風水害時等の動員体制 | 体系の再構築 |
| 144 | 風水応急-13 | 迅速かつ的確な職員の動員配備を実施するため、勤務時間内外に対応した各部緊急連絡網により、連絡・参集を行い、参集報告をする。 | 応急-10 | 迅速かつ的確な職員の動員配備を実施するため、勤務時間内外に対応した各部緊急連絡網や様々な方法により、連絡・参集を行い、参集報告をする。 | 現状に即した記述に見直し |
| 145 | 震災応急-15 | 第3節 応援の要請・受入れ | 応急-11 | 第5節 応援の要請・受入れ | 体系の再構築 |
| 146 | 震災応急-15 | 市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに府及び他の市町村並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。 | 応急-11 | 市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、 <u>受援計画に基づき</u> 、速やかに府及び他の市町村並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。 | 受援計画の作成に伴う記述の追加 |
| 147 | 震災応急-15ほか | 動員班 | 応急-11ほか | 受援動員班 | 受援計画の反映 |
| 148 | 震災応急-16ほか | 地震発生時 | 応急-12ほか | 災害発生時 | 体系の再構築 |
| 149 | 震災応急-18 | 市長は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合は、知事あてに派遣要請の要求を文書で行う。 | 応急-13 | 市長は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合は、知事あてに派遣要請の要求を文書で行う。 <u>通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接陸上自衛隊第3師団長に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。</u> | 府計画(h31.1)の反映 |
| 150 | 風水応急-2 | 第1節 気象予警報等の伝達 | 応急-14 | 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第1節 警戒期の情報伝達 | 体系の再構築 |
| 151 | 風水応急-2 | 統括部(本部班、広報班)、消防部、吹田警察署、大阪府 | 応急-14 | 統括部(本部班、 <u>情報収集・記録班</u> 、広報班)、消防部、吹田警察署、大阪府 | 現状に即した実施担当に見直し |
| 152 | 風水応急-2 | (記述なし) | 応急-14 | <u>その際、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。</u> | 府計画(h31.1)の反映 |
| 153 | 風水応急-3 | 大阪管区气象台と府は、 <u>共同で土砂災害警戒情報を発表する。</u> 府は、 <u>土砂災害警戒準備情報を発表する。</u> | 応急-14 | 大阪管区气象台と府は、 <u>大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。</u> | 府計画(h31.1)の反映 |
| 154 | 風水応急-4 | ☆印は警報のみ | 応急-16 | ☆印は <u>特別警報</u> 、警報のみ | 府計画(h31.1)の反映 |

地域防災計画(素案)修正箇所一覧

| 番号 | 現行計画頁 | 該当箇所 | 素案の頁 | 修正箇所 | 修正理由 |
|-----|----------|---|----------|---|---------------|
| 155 | 風水応急-4、8 | 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送株式会社の9社である。 | 応急-16、19 | 放送事業者とは朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802(FMCO.CO.LO)の11社である。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 156 | 風水応急-4 | (記述なし) | 応急-16 | 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、大雪または暴風雪)に関する特別警報が市に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 157 | 風水応急-9 | 統括部庶務班 | 応急-20 | 統括部本部班 | 担当班の記述違い |
| 158 | 風水応急-9 | 市は、住民に対して予警報等を伝達するとともに、予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。 | 応急-20 | 市は、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、広報車、警鐘などを利用し、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して予警報等を伝達するとともに、予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 159 | 風水応急-14 | 第4節 警戒活動 | 応急-21 | 第2節 警戒活動 | 体系の再構築 |
| 160 | 風水応急-20 | (記述なし) | 応急-24 | 第5 自主避難への対応 ●「災マ」2-2 警戒活動」 《実施担当》 統括部(本部班)、避難所施設管理者、関係各部(庶務班) 台風の接近・上陸のおそれがあるときなど、市民からの問合せ状況等を勘案して、適切な施設を選定し、自主避難所を開設する。 | 検討部会結果の反映 |
| 161 | 震災応急-30 | 第8節 地震水防応急対策 | 応急-24 | 第6 地震時の水防活動 | 体系の再構築 |
| 162 | 震災応急-6 | 第1節 情報の収集・伝達 | 応急-25 | 第3節 発災直後の情報の収集・伝達 | 体系の再構築 |
| 163 | 震災応急-6 | 防災行政無線 | 応急-25 | 防災行政無線(戸別受信機を含む。) | 府計画(h31.1)の反映 |
| 164 | 震災応急-9 | 各実施担当者は、被害規模を把握するために被害の概況を把握する。把握した被害情報は、統括部情報収集・記録班に報告する。 | 応急-27 | 各実施担当者は、把握した被害情報を統括部情報収集・記録班に報告する。 | 記述の修正 |
| 165 | 震災応急-9 | その後の応急対策の方針を決めるため、時間の経過とともに変化する避難及び応急対策の実施状況をなるべく詳細に把握する。 | 応急-27 | 応急対策の方針を決めるため、時間の経過とともに変化する避難及び応急対策の実施状況をなるべく詳細に把握する。 | 記述の修正 |
| 166 | 震災応急-11 | 統括部情報収集・記録班は、各部及び関係機関から報告を受けた被害状況を集約する。 統括部情報収集・記録班は、集約した状況を常に整理し、各部や関係機関に速やかに報告できるよう準備する。 | 応急-29 | 統括部情報収集・記録班は、各部及び関係機関から報告を受けた被害状況を集約するとともに、集約した状況を常に整理し、各部や関係機関に速やかに報告できるよう準備する。 | 記述の修正 |
| 167 | 震災応急-11 | 市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、統括部本部班は、府に対して応援要請を行う。 | 応急-29 | 市単独で災害応急対策が困難と判断された場合、統括部本部班は、府に対して応援要請を行う。 | 記述の修正 |
| 168 | 震災応急-11 | (記述なし) | 応急-30 | また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 169 | 震災応急-13 | 情報不足による混乱の発生を防止するため、災害情報、支援情報、ライフライン復旧情報等の市民向けの広報活動を実施する。 | 応急-31 | 情報不足による混乱の発生を防止するため、また、自らの判断で適切な行動がとれるよう、災害情報、支援情報、ライフライン復旧情報等の市民向けの広報活動を実施する。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 170 | 震災応急-13 | 情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。 | 応急-31 | 報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。 | 記述の修正 |
| 171 | 震災応急-19 | 第4節 消火・救助対策 | 応急-33 | 第3章 消火、救助、救急、医療救護 第1節 消火・救助対策 | 体系の再構築 |
| 172 | 震災応急-21 | 第5節 応急医療対策 | 応急-35 | 第2節 応急医療対策 | 体系の再構築 |

地域防災計画(素案)修正箇所一覧

| 番号 | 現行計画頁 | 該当箇所 | 素案の頁 | 修正箇所 | 修正理由 |
|-----|---------|---|-------|--|-----------------------------|
| 173 | 震災応急-22 | 保健医療部保健医療班は、消防部、市立吹田市民病院、大阪府吹田保健所及び医療関係機関と密接な連携のうえ、医療機関情報システムや電話等で人的被害・医療機関の被害状況や空床状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。 | 応急-35 | 保健医療部保健医療班は、消防部、市立吹田市民病院、大阪府吹田保健所及び医療関係機関と密接な連携のうえ、医療機関情報システムや電話等で人的被害・医療機関の被害状況や活動状況及び被災地医療ニーズ、患者受入れ情報について把握し、速やかに府へ報告する。 | 記述の修正 |
| 174 | 震災応急-22 | 2 医療救護所の設置・運営 保健医療部保健医療班は、医療救護所の設置・運営を行う。 | 応急-35 | 2 医療救護所の設置・運営 保健医療部保健医療班は、災害の状況に応じて速やかに医療救護所の設置・運営を行う。 | 記述の修正 |
| 175 | 風水応急-18 | 第5節 応急避難対策 | 応急-37 | 第4章 避難行動 第1節 応急避難対策 | 体系の再構築 |
| 176 | 風水応急-18 | (記述なし) | 応急-37 | その際、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 177 | 風水応急-19 | 気象予警報等が発表され、 | 応急-37 | 地震の発生又は気象予警報等が発表され、 | 記述の修正 |
| 178 | 風水応急-19 | (記述なし) | 応急-38 | なお、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 179 | 風水応急-19 | 周知にあたっては、要配慮者に配慮する。 大雨・洪水時には、統括部本部班は、府又は気象台や河川管理者(淀川河川事務所、茨木土木事務所、西大阪治水事務所)に、避難勧告・避難指示(緊急)の発令について助言を求めることができる。 | 応急-38 | また、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。 なお、大雨・洪水時には、統括部本部班は、府又は気象台や河川管理者(淀川河川事務所、茨木土木事務所、西大阪治水事務所)に、避難勧告・避難指示(緊急)の発令について助言を求めることができる。 | 記述の修正 |
| 180 | 風水応急-19 | また、関係部と連携し被災により援護の必要な災害時における要配慮者の迅速な発見、保護に努める。 | 応急-39 | また、関係部と連携し被災により援護の必要な災害時の要配慮者の迅速な発見、保護に努める。 | 記述の修正 |
| 181 | 震災応急-39 | 避難が長期化する場合(概ね1週間以上)は、管理責任者、施設管理者、自主防災組織の長、自治会長、ボランティア等と連携した自主運営組織を結成し、自主的な活動によって避難所を運営する。 | 応急-40 | 避難が長期化する場合(概ね1週間以上)は、管理責任者、施設管理者、自主防災組織の長、自治会長、ボランティア、NPO等と連携した自主運営組織を結成し、自主的な活動によって避難所を運営する。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 182 | 震災応急-39 | (記述なし) | 応急-40 | 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 183 | 震災応急-44 | 第5節 災害時における要配慮者への支援 | 応急-42 | 第3節 災害時における要配慮者への支援 | 体系の再構築 |
| 184 | 震災応急-44 | 福祉部(救護班)、児童部(庶務班)、吹田市社会福祉協議会 市民部(庶務班)、教育部(庶務班) | 応急-42 | 福祉部(救護班)、児童部(庶務班)、吹田市社会福祉協議会 市民部(庶務班)、教育部(庶務班)、保健医療部(保健医療班) | 担当班の見直し(災害時要援護者避難支援プランとの整合) |
| 185 | 震災応急-45 | 福祉部(救護班)、児童部(庶務班・救援班) | 応急-42 | 福祉部(救護班)、児童部(庶務班・救援班)、保健医療部(保健医療班) | 担当班の見直し(災害時要援護者避難支援プランとの整合) |
| 186 | 震災応急-31 | 第9節 緊急輸送対策 | 応急-44 | 第5章 交通対策、緊急輸送活動 第1節 緊急輸送対策 | 体系の再構築 |
| 187 | 震災応急-31 | (記述なし) | 応急-44 | 4 物資輸送拠点の設置 統括部本部班は、避難所までの物資の輸送効率を上げるため、必要に応じて、協定締結民間業者等の協力を得て、物資輸送拠点を設置する。 | 新たな災害応援協定の締結に伴う内容の反映 |
| 188 | 震災応急-32 | 4 災害時における車両の移動等 | 応急-45 | 5 災害時における車両の移動等 | 項の挿入に伴う番号修正 |
| 189 | 震災応急-35 | 第11節 交通の安全確保 | 応急-47 | 第2節 交通の安全確保 | 体系の再構築 |
| 190 | 震災応急-49 | 第8節 交通の機能確保 | 応急-48 | 第3節 交通の機能確保 | 体系の再構築 |

地域防災計画(素案)修正箇所一覧

| 番号 | 現行計画頁 | 該当箇所 | 素案の頁 | 修正箇所 | 修正理由 |
|-----|---------|---|-------|---|---------------|
| 191 | 震災応急-49 | 各鉄軌道施設管理者は、社内に災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。 各鉄軌道施設管理者は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。 | 応急-48 | 各鉄軌道施設管理者は、社内に災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。 また、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。 | 記述の修正 |
| 192 | 震災応急-27 | 第7節 二次災害の防止対策 | 応急-49 | 第6章 二次災害防止、ライフライン確保 第1節 二次災害の防止対策 | 体系の再構築 |
| 193 | 震災応急-28 | 都市基盤部建築調査班は、危険箇所等の被害状況を調査する。 都市基盤部建築調査班は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。 | 応急-49 | 都市基盤部建築調査班は、危険箇所等の被害状況を調査し、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。 | 記述の修正 |
| 194 | 震災応急-34 | 第10節 ライフラインの緊急対応 | 応急-52 | 第2節 ライフラインの緊急対応 | 体系の再構築 |
| 195 | 震災応急-47 | 第7節 ライフラインの応急対策 | 応急-53 | 第3節 ライフラインの応急対策 | 体系の再構築 |
| 196 | 震災応急-51 | 第9節 農業関係応急対策 | 応急-55 | 第4節 農業関係応急対策 | 体系の再構築 |
| 197 | 震災応急-51 | 社団法人日本種苗協会 | 応急-55 | 一般社団法人日本種苗協会 | 組織名称の変更 |
| 198 | 震災応急-36 | (記述なし) | 応急-56 | 第7章 被災者の生活再建支援 | 体系の再構築 |
| 199 | 震災応急-36 | 第1節 災害救助法の適用 | 応急-56 | 第1節 災害救助法の適用等 | 記述の修正 |
| 200 | 震災応急-36 | (記述なし) | 応急-56 | また、同法が適用されない場合においても、円滑に災害対応を実施するため応急的な財政措置を行う。 | 検討部会結果の反映 |
| 201 | 震災応急-36 | (記述なし) | 応急-56 | 第2 災害発生時の応急財政措置 統括部財務班は、災害が発生した場合は、速やかに災害対策に必要な資金需要額を把握し、予備費や財政調整基金等の活用を検討するなど、早期にその財源確保に努める。 《実施担当》 統括部(財務班) | 検討部会結果の反映 |
| 202 | 震災応急-40 | 第3節 緊急物資の供給 | 応急-57 | 第2節 緊急物資の供給 | 体系の再構築 |
| 203 | 震災応急-40 | 市民部物資班は、生活必需品供給の対象者数から必要な品目、数量を把握のうえ、供給計画を作成し、計画に基づき、備蓄品や協定業者等からの調達によって確保、供給する。 | 応急-57 | 市民部物資班は、生活必需品供給の対象者数から必要な品目、数量を把握のうえ、供給計画を作成し、同計画に基づき、備蓄品や協定業者等から調達によって確保、供給する。 | 記述の修正 |
| 204 | 震災応急-52 | 第10節 建築物・住宅応急対策 | 応急-59 | 第3節 建築物・住宅応急対策 | 体系の再構築 |
| 205 | 震災応急-52 | 第1 住家等被災判定の実施 | 応急-59 | 第1 住家等被災調査・判定の実施 | 現状に即した記述に見直し |
| 206 | 震災応急-52 | 市民部調査班は、統括部建築施設班及び都市基盤部建築調査班の協力を得て判定会議を招集し、判定会議において調査要員の動員体制及び調査方法並びに判定の方針を定める。被災地域を対象として、災害現場担当部と協力のうえ、外観目視によって調査・判定する。第一次調査が物理的に不可能及び第一次調査の結果に不服のあった住家等について、再調査を実施する。 | 応急-59 | 市民部調査班は、必要に応じて外観目視により概括的被害状況調査を実施し、調査要員の動員体制を定める。罹災証明書の交付を目的とした被害認定調査は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき行い、住家の被害の程度を判定する。第1次調査は、外観の損傷状況等を調査し、住家の被災者から申請があった場合には、外観調査及び内部立入調査による第2次調査を実施する。 調査実施後、判定結果に不服のあった住家等については、統括部建築施設班及び都市基盤部建築調査班の協力を得て、判定会議を実施し、必要に応じて再調査を実施する。 | 現状に即した記述に見直し |
| 207 | 震災応急-54 | 応急仮設住宅 | 応急-60 | 建設型仮設住宅 | 府計画(h31.1)の反映 |

地域防災計画(素案)修正箇所一覧

| 番号 | 現行計画頁 | 該当箇所 | 素案の頁 | 修正箇所 | 修正理由 |
|-----|---------|---|-------|--|----------------|
| 208 | 震災応急-54 | (記述なし) | 応急-60 | 第5 応急仮設住宅の借上げ 民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅(以下「借上型仮設住宅」という。)を積極的に活用する。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 209 | 震災応急-54 | 第5 公共住宅の一時使用 統括部建築施設班及び都市基盤部住宅施設班は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。 | 応急-61 | 第6 公共住宅の一時使用 統括部建築施設班及び都市基盤部住宅施設班は、建設型仮設住宅及び借上型仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 210 | 震災応急-54 | 第6 市が管理する施設の応急対応 第7 住宅に関する相談窓口の設置等 | 応急-61 | 第7 市が管理する施設の応急対応 第8 住宅に関する相談窓口の設置等 | 項の挿入に伴う番号修正 |
| 211 | 震災応急-55 | 第11節 応急教育等 | 応急-62 | 第4節 応急教育等 | 体系の再構築 |
| 212 | 震災応急-55 | 教育部学校教育班は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、応急教育を実施する。 | 応急-62 | 教育部学校教育班及び児童部救援班は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、応急教育を実施する。 | 現状に即した記述に見直し |
| 213 | 震災応急-55 | 災害を受けるおそれが解消した場合は、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する、又は学校給食を一時中止する。 | 応急-62 | 災害を受けるおそれが解消した場合は、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施、又は学校給食を一時中止する。 | 記述の修正 |
| 214 | 震災応急-56 | 教育部(庶務班) | 応急-63 | 教育部(庶務班)、児童部(救援班) | 現状に即した実施担当に見直し |
| 215 | 震災応急-63 | 第14節 自発的支援の受入れ | 応急-65 | 第5節 自発的支援の受入れ | 体系の再構築 |
| 216 | 震災応急-63 | 府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、吹田市社会福祉協議会 その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。 | 応急-65 | 府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、吹田市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 217 | 震災応急-64 | (記述なし) | 応急-65 | 統括部広報班は、義援物資の募集をホームページで実施するほか、メール配信やSNSを活用して本部長(市長)からのメッセージを伝達するなど、なるべく早く、広く周知する。 | 受援計画との整合 |
| 218 | 震災応急-42 | 第4節 保健衛生活動 | 応急-67 | 第8章 社会環境の確保 第1節 保健衛生活動 | 体系の再構築 |
| 219 | 震災応急-60 | 第13節 廃棄物の処理 | 応急-68 | 第2節 廃棄物の処理 | 体系の再構築 |
| 220 | 震災応急-61 | (記述なし) | 応急-69 | 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 221 | 震災応急-61 | 環境部(防疫班、清掃班)、大阪府吹田保健所、関係機関 | 応急-69 | 環境部(防疫班、清掃班)、関係機関 | 現状に即した実施担当に修正 |
| 222 | 震災応急-61 | 放浪動物の保護収容等の対策については、大阪府吹田保健所、府獣医師会、動物愛護団体・一般ボランティア等と連携・協力して行う。 | 応急-69 | 放浪動物の保護収容等の対策については、府獣医師会、動物愛護団体・一般ボランティア等と連携・協力して行う。 | 現状に即した実施担当に修正 |
| 223 | 震災応急-58 | 第12節 遺体の取扱い | 応急-70 | 第3節 遺体の取扱い | 体系の再構築 |
| 224 | 震災応急-58 | 福祉部(救護班)、市民部(物資班)、市立吹田市民病院、吹田警察署、関係機関 | 応急-70 | 福祉部(救護班)、統括部(調達班)、市立吹田市民病院、吹田警察署、関係機関 | 検討部会結果の反映 |
| 225 | 震災応急-46 | 第6節 社会秩序の維持 | 応急-71 | 第4節 社会秩序の維持 | 体系の再構築 |

地域防災計画(素案)修正箇所一覧

| 番号 | 現行計画頁 | 該当箇所 | 素案の頁 | 修正箇所 | 修正理由 |
|-----|---------|---|--------|---|--------------------------|
| 226 | 事故等-1 | 防災行政無線 | 事故等-1 | 防災行政無線(戸別受信機を含む) | 府計画(h31.1)の反映 |
| 227 | 震災復旧-3 | 《実施担当》 市民部(庶務班)、関係各部 | 復旧-3 | 《実施担当》 市民部(庶務班、調査班)、統括部(庶務班)、福祉部(救護班)、児童部(庶務班) | 検討部会結果の反映 |
| 228 | 震災復旧-4 | (7) 災害時要援護者であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由 | 復旧-4 | (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 | 用語の統一 |
| 229 | 震災復旧-6 | 市に代わって工事を行う。 | 復旧-6 | 市に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 230 | 震災復旧-10 | 3 民間賃貸住宅の建設支援(大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等)住宅金融支援機構を利用し、府が定める基準を満たした優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災者の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。 4 公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の復旧都市基盤部住宅施設班は、地震により公営住宅が減少し、又は著しく損傷した場合は、公営住宅を復旧する。 | 復旧-10 | 3 公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の復旧都市基盤部住宅施設班は、地震により公営住宅が減少し、又は著しく損傷した場合は、公営住宅を復旧する。 4 災害復興住宅資金の貸付 独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の融資等が迅速かつ円滑に行われるよう、府や独立行政法人住宅金融支援機構等と調整を図るとともに、相談体制の確立に努める。 5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 231 | 震災復旧-14 | 復旧予定時期を明示した | 復旧-14 | 復旧予定時期の目安を明示した | 府計画(h31.1)の反映 |
| 232 | 震災復旧-14 | 加えて、各事業者等のホームページ上に復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。 | 復旧-14 | 加えて、利用者に対し、各事業者等のホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。 | 府計画(h31.1)の反映 |
| 233 | — | (記述なし) | 南海情報-1 | 第1章 総則 第1節 計画の目的 この計画は、国が南海トラフ大規模地震の発生可能性が高まったと評価し、気象庁から南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合に、市が対応する事項等を定めるとともに、その情報を活用して被害軽減を図ることを目的とする。 第2節 市域での予想震度 気象庁から南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合に、防災対応を検討する対象地域は、南海トラフ地震防災対策推進地域が基本とされる。 なお、本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、震源が陸側ケースとなる南海トラフ地震が発生した場合、市域では震度6弱程度の揺れが予想されている。 第3節 対応方針 南海トラフ地震が発生し、本市に震度4以上の地震が観測されたときは、「第3編 災害応急対策」に基づいて行動する。 一方、南海トラフの東側で地震が発生して、後発地震に対して備える必要がある場合や南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい地震(マグニチュード7クラス)が発生した場合等、南海トラフ地震に関連する情報が発表されたこと、または、警戒宣言が発表されたことを受けての対策は、警戒態勢を整備すること及び市民に社会的混乱を来さないことに重点を置く。 | 新たな制度(南海トラフ地震に関連する情報の発表) |

地域防災計画(素案)修正箇所一覧

| 番号 | 現行計画頁 | 該当箇所 | 素案の頁 | 修正箇所 | 修正理由 |
|-----|-------|--|--------|---|--------------------------|
| 234 | — | (記述なし) | 南海情報-2 | <p>第2章 応急対策活動</p> <p>第1節 南海トラフ地震に関連する情報発表時の措置 市及び防災関係機関は、南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の情報収集・連絡体制の整備や、住民への広報、所管する防災上重要な施設等がある場合には必要に応じ、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対応の確認など、地震への備えを徹底する。</p> <p>《対策の展開》 第1 南海トラフ地震に関連する情報の伝達 《実施担当》 統括部（本部班、広報班）、消防部 1 南海トラフ地震に関連する情報について 南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について、気象庁が以下の情報を発表したとき、市は、情報収集・連絡体制の整備や住民への広報、防災上重要な施設等の点検、地震発生後の災害応急対応の確認など、地震への備えを徹底する。 (表省略)</p> | 新たな制度（南海トラフ地震に関連する情報の発表） |
| 235 | — | (記述なし) | 南海情報-3 | <p>2 伝達系統</p> <p>(1) 南海トラフ地震に関連する情報 (図省略)</p> <p>(2) 関係省庁災害警戒会議の情報 (図省略)</p> <p>(3) 大阪府防災・危機管理指令部会議の情報 (図省略)</p> | 新たな制度（南海トラフ地震に関連する情報の発表） |
| 236 | — | <p>3 伝達事項</p> <p>(1) 南海トラフ地震に関連する情報 第1章第1節による気象庁が発表する情報</p> <p>(2) 関係省庁災害警戒会議の情報 関係省庁災害警戒会議の開催結果の情報</p> <p>(3) 大阪府防災・危機管理指令部会議の情報 府が南海トラフ沿いの大規模な地震発生に備え、今後の対応を検討した情報</p> | 南海情報-3 | <p>3 伝達事項</p> <p>(1) 南海トラフ地震に関連する情報 第1章第1節による気象庁が発表する情報</p> <p>(2) 関係省庁災害警戒会議の情報 関係省庁災害警戒会議の開催結果の情報</p> <p>(3) 大阪府防災・危機管理指令部会議の情報 府が南海トラフ沿いの大規模な地震発生に備え、今後の対応を検討した情報</p> | 新たな制度（南海トラフ地震に関連する情報の発表） |
| 237 | — | (記述なし) | 南海情報-4 | <p>第2 警戒態勢の確立 《実施担当》 災害対策本部体制下の各部</p> <p>市は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合、国・府からの情報収集、防災関係機関等への情報伝達、留意事項の周知を行うとともに、必要な体制等の準備を行う。</p> | 新たな制度（南海トラフ地震に関連する情報の発表） |
| 238 | — | (記述なし) | 南海情報-4 | <p>1 設置基準及び廃止基準 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合（ただし、南海トラフ地震が発生し、市域が震度4以上のときは除く）、その他危機管理監が必要と認めた場合は、吹田市防災対策会議を設置する。 危機管理監が市域において災害警戒体制が概ね不要と認めた場合、その他危機管理監が必要ないと認めた場合は、吹田市防災対策会議を廃止する。</p> <p>2 組織及び運営 吹田市防災対策会議は、次に定める構成とし、防災対策会議で協議・決定された活動体制をとる。 災害警戒本部又は災害対策本部を設置する場合は、危機管理監の進言を受けて市長が決定する。 (表省略)</p> | 新たな制度（南海トラフ地震に関連する情報の発表） |

地域防災計画(素案)修正箇所一覧

| 番号 | 現行計画頁 | 該当箇所 | 素案の頁 | 修正箇所 | 修正理由 |
|-----|---------|---|---------|--|--------------------------|
| 239 | — | (記述なし) | 南海情報-4 | 第3 警戒活動 《実施担当》 統括部(本部班、広報班) 市は、府が設置する「大阪府防災・危機管理指令部」と連絡体制を確保し、国や府の情報を受けて、今後の対応を検討するとともに、大規模地震発生後の災害応急対応の確認、防災上重要な施設及び必要な資器材等の準備、点検を行い、地震への備えを徹底する。 また、地震への備えについて、住民等に対して再確認を目的とした呼びかけや混乱防止のための広報を行う。 | 新たな制度(南海トラフ地震に関連する情報の発表) |
| 240 | 東海-3 | 東海地震 | 南海情報-5 | 南海トラフ地震 | 新たな制度(南海トラフ地震に関連する情報の発表) |
| 241 | 東海-4 | ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知し、東海地震発生後や警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。 | 南海情報-5 | ただし、警戒解除宣言が発せられた後も、南海トラフに関連する情報等を踏まえ、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。 | 新たな制度(南海トラフ地震に関連する情報の発表) |
| 242 | 南海情報-6 | (1) 東海地震予知情報等の収集と伝達 | 南海情報-6 | (1) 南海トラフ地震に関連する情報等の収集と伝達 | 新たな制度(南海トラフ地震に関連する情報の発表) |
| 243 | 南海トラフ-3 | 統括部(本部班) | 南海トラフ-3 | 統括部(受援動員班) | 受援計画の反映 |
| 244 | 南海トラフ-3 | 統括部(本部班) | 南海トラフ-3 | 統括部(本部班) | 記載誤りの修正 |
| 245 | 南海トラフ-3 | 統括部(本部班)、消防部 | 南海トラフ-3 | 統括部(受援動員班)、消防部 | 受援計画の反映 |